

令和6年小野町議会6月第1回会議

議 事 日 程 （第1号）

令和6年6月27日（木曜日）午後3時40分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議会運営委員長報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について

〔上程、説明、質疑〕

日程第 5 議案第37号 町有財産の無償貸付について

〔上程、説明、質疑〕

日程第 6 議案の委員会付託

日程第 7 委員長の審査結果報告（総務文教常任委員会委員長）

日程第 8 委員長の報告に対する質疑

日程第 9 議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について

〔討論、採決〕

日程第10 議案第37号 町有財産の無償貸付について

〔討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君	
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君	
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君 副 町 長 菅 野 望 君
教 育 長 有 賀 仁 一 君 総 務 課 長 村 上 昭 一 君
町 民 生 活 課 長 矢 吹 昌 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 郡 司 功 次 長 郡 司 治 子
書 記 鈴 木 健 之 書 記 新 田 晟 也

開議 午後 3時40分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会6月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

1番 橋 本 善 雄 議員

2番 國 分 順 一 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、令和6年小野町議会6月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹川里志君） 本日午後1時30分より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和6年小野町議会6月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第36号及び議案第37号については、簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって、報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、6月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第36号及び議案第37号については簡易採決により行うことといたします。

令和6年小野町議会6月第1回会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けた者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第36号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第36号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会6月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何かとご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本会議にご提案申し上げます案件は、条例制定案件 1 件、町有財産無償貸付案件 1 件の計 2 議案となっております。

それでは、本会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例についてであります。本案につきましては、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、町民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的として制定するものであります。

条例の構成といたしましては、第 1 条、制定の目的に始まり、事業者、土地の所有者の責務、許可が必要となる埋立て等に係る土地の面積、許可の基準、土壌の安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止、許可申請に係る手数料、許可後の対応や許可の取消し、措置命令、罰則等を規定しているものであります。

施行日につきましては、7 月、8 月の 2 か月間を周知期間とし、令和 6 年 9 月 1 日とするものであります。

以上、条例制定案件 1 件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 3 6 号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第36号について質疑を終わります。

◎議案第 3 7 号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第 5、議案第37号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第37号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、町有財産無償貸付案件1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第37号 町有財産の無償貸付についてであります。本案は、旧飯豊小学校の土地及び建物等を活用して農業の6次産業化を通じた地域の課題解決やスポーツと体験型観光の拠点として交流人口拡大を図るなど、地域振興に資する公益性の認められる事業を実施したいと、郡山市中田町赤沼字細田84番地13、合同会社Link TOHOKUより申請があり、町といたしまして当該財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付の期間につきましては、貸付契約締結の日から3年間とするものであります。

以上、町有財産無償貸付案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第37号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第37号 町有財産の無償貸付について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第37号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時49分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第7、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

5番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和6年小野町議会6月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって町民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした条例を制定するものです。

本条例では、許可が必要となる埋立て等に係る土地の面積、事業者及び土地所有者の責務、事業許可の基準、許可申請に係る手数料、許可後の対応や許可の取消し、措置命令、罰則等を定めています。

条例の施行日については、7月、8月の2か月間を周知期間とし、令和6年9月1日から施行となるものです。

なお、条例の制定に当たり、パブリックコメントの実施、さらには罰則規定を設けることから、検察庁との協議を行いましたが、いずれも特段の意見は付されなかったものであります。

委員からは、今後制定する施行規則の内容、手数料の設定根拠、水質検査の実施頻度等について質疑がありました。

次に、議案第37号 町有財産の無償貸付について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、郡山市中田町赤沼字細田84番地13、合同会社L i n k T O H O K Uより、小野町大字飯豊字浮内46番ほか2筆の学校用地及び校舎建物等を活用して、農業の6次産業化を通じた地域の課題解決やスポーツと体験型観光の拠点として交流人口の拡大を図るなど、地方創生推進の場としての活用を目的に利用の申請があったものです。活動内容が町の施策に合致しており、かつ経済の活性化及び雇用の創出など地域振興に資する公益性が認められることから、無償で当該財産を貸付けしたいため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、施設の利用実績、契約更新の考え方等について質疑がありました。

以上が令和6年小野町議会6月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第8、常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第36号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第36号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第36号の討論を終わります。

◎議案第36号の採決

○議長（田村弘文君） 議案第36号 小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第37号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第37号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第37号の討論を終わります。

◎議案第37号の採決

○議長（田村弘文君） 議案第37号 町有財産の無償貸付についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 4時56分